

## 平成23年度 第1回山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 平成23年9月16日(金)14時00分から 15時30分
- 2 場 所 県庁 901会議室
- 3 出席委員 和田会長、山畑委員、秋野委員、三原委員、鹿野委員、  
塚原委員、金澤委員、田澤委員、増田委員、槻林委員  
欠席委員 杉山委員、高澤委員、福田委員、廣瀬委員、市川委員、遠藤委員
- 4 議事録署名委員 秋野委員、槻林委員
- 5 議 事  
諮問事項 山形県屋外広告物条例に基づく特別規制地域について 資料 1  
(知事が指定する山形県屋外広告物条例第2条第1項第6号及び第9号の地域変更)  
報告事項 (1)民法等の一部を改正する法律による屋外広告物法の一部改正  
に伴う山形県屋外広告物条例の一部改正 資料 2  
(2)県内一斉簡易除却(夏)の実施状況 資料 3  
(3)違反及び是正状況 資料 4  
(4)最近の改善事例

### 議 事

山形県屋外広告物条例に基づく特別規制地域について  
(知事が指定する山形県屋外広告物条例第2条第1項第6号及び第9号の地域変更)

(事務局) (資料-1、スライドを用いて説明)

<質疑>

(和田会長)以上の説明に対するご意見、ご質問ありますか。

(山畑委員)資料1、P13下の『追加ICについては形式にかかわらず』とあるが、フルICでもその都度、取扱いを決定するということなのですか。

(事務局)昨年未の審議会に議題とさせて頂いた時点では、追加IC=ハーフIC=地域活性化ICと捉えていたのですが、必ずしもそうではないと判断しました。地形上ハーフでしかできないところもあれば、ICの性格上ハーフICで十分だからハーフICのところもある。逆に、フルICであっても利用台数が多く見込めるからフルICである訳ではないようです。個別に、追加ICの性格、現地の地形等を調査して、決めるべきではないかと考えた次第でございます。

(山畑委員)そうしますと、既定のICは自動的に規制がかかる。追加ICは個別に審査をするということになる訳ですね。

(事務局)現在、そのような整理をしています。

(山畑委員)それですと、既定の IC は地域活性化を考慮しなくて良いのか、設置時期だけで、差が出てきてしまうのは疑問を感じます。

(事務局)その点につきまして、追加 IC についても、基本は既定の IC と同じです。追加 IC であったとしても、必ず規制が緩くなる訳ではなく、現地調査の結果、既定の IC と同等の規制をかけるべきと結論が出ることがあると考えます。

(山畑委員)そうであれば、逆に既定の IC についても現地調査をして、検討したらと思うのですが。

(事務局)追加 IC は、特例として緩めるかどうか調査するという考え方に立っているつもりでございます。

(山畑委員)特例ということですね。

(和田会長)他に何か。

(金澤委員)初めてだからよくわからないところがあったのですが、判断をしながら緩めると言うことは『規制が無くなってる』という過大解釈に取られるのではないかいというのが 1 点心配される。推測して判断が成されていると思うのですが、くつがえされた時に撤去させることができるのか、その辺の解釈と、現在の IC から 3km 以内の規制をかけられた中の実態も説明してください。

(事務局)最初の質問ですが、今回の追加 IC につきましては、今後とも地域の人以外の大きな利用が考え難く、そういう事態は想定し難いと判断したところです。2 番目の既に開通しているところの実態ですが、違反物件はございます。高速道路は地域の中では後からできた物で、既にあった広告が後から違反になってしまった物がいくつかありますが、経過措置として、5 年間の猶予期間を設けております。その中で、改善して頂くように各総合支庁の担当がお願いをして回っている状況でございます。

(金澤委員)そういうものが出ないだろうと想定でしている訳ですが、仮に出た場合には、今の取扱いになるのか、審議会にかけて検討するのか。それと、他県の規制状況を参考までにお聞きしたい。

(事務局)IC から 3km という規制は他県では見あたらないのが実態です。非常に厳しい規制になっている。

(金澤委員)そうすると、本県は他県に比べると厳しい方と捉えると良いのですか。

(事務局)それぞれの県によって、(違った)視点があるようです。

(金澤委員)山形の活性化のために、山形の景観を守るという意味合いから 3km ということになったのですね。逆に言えば、山形の PR が少なくなっているのかなと。山形のつや姫の看板があった方が返って山形の活性化になるのかなという物の考え方もあ

るし、そういうことを踏まえると3km というと非常に厳しい条件なのかなと思ったりもさせて頂きました。

(事務局) 今回の規制改正を運用して、現地の状況から規制内容を変えるべきだとなれば、また審議会にお諮りするという手順を踏むことになります。

(山畑委員) 確認ですが、資料 - 1 のP15 下の『 変更』の2つのハーフ IC は『除く』というのは規制をかけない・・・

(事務局) 3km はかけないということです。

(山畑委員) 3km はかけないということですよ。最初に緩めておくのではなく、基本的には一律同じように規制をかけて、他の規制でもあるように、特例委員会とか必要に応じて、広告の観点から特例に関して審議会で検討して、設置を認める認めないという方法もあるのではないかなと思っておりませんがいかがでしょうか。

(事務局) 普通1種の規制ですと、自家広告の高い広告塔が高さ規制でアウトになるのが多いです。通常の道路の路肩にあるものに関しては仰角と、縦と横の規制がありまして、結構厳しくなっておりますので、そんなに大きな物が立てられないのが現状です。自家広告物は申請が無いわけですが、そういう規制を地元の人がある程度、認識していただければ、仮に厳しくしなくても、通常の普通1種の規制でも問題にならないような広告が立つという認識を持っております。もう1つが、地区で立てるような看板も適用除外では無く、一般広告物扱いになりますので、今回の規制がかかった場合、広告を立てられなくなります。地区の状況を見てみるとそれ程厳しくする必要はないのではないかと考え、現地で確認した上での対応(結果)と考えています。

(山畑委員) 不都合が生じた場合は後追いで、審議会にかけざる得ないということですね。

(事務局) 景観の方ですと審査部会を設けておいて、個別の案件を審査するというシステムになっておりますけれども、広告物の方はその都度、審議会にお諮りして処理するしかないと考えております。

(増田委員) 業界を代表しまして、実際に現地調査もしました。自然がきれいでいいところなのですが、どちらかと言えば、あまり街並みもなく、ほとんど看板も立たないような、あっても数少ない状況で、これからの状況(世情)を考えると、開発されるような所では無さそうだと(思いました)。決して規制が無い訳ではなく、IC から3kmの規制をかけなくても、現在の規制で十分だというお考えだと思うのです。業界としては、どうしても必要な看板を条例があってもなかなか表現ができないとすれば、特例委員会という物があれば、その都度、条例に合うか合わないか、ここまではいい、ここまでのデザインはいいとかの委員会があって審議していただければこれに越したことはないのかなと。

(事務局)『特例委員会』の話題が出ましたが、特例委員会を作るとなると、この場で直ぐ作りますという様な物ではなく、条例改正にも及ぶ話ですので、今後の検討課題とさせていただきます。

(田澤委員) 増田さんも仰いましたけども、私も何度も通って、場所もよく知っております。そこは、規制をかけてというよりは、若干、緩めにしておいた方が良いのかなと思います。ほとんど山道ですから、ほとんど地元の人だと思います。ただ1点、三瀬だけは、もしあるとすれば、海水浴客が迂回をして三瀬から下りて、由良に行くとか、湯野浜に行くということは考えられるとかもしれません。一律にやるよりは、その地域にあった結果の妥当性を考えて、やっていくのが良い方法ではないかと思います。一刀両断にやっちゃいますと、人が来るところはどんどん良くなるし、そうでないところは・・・、もう1つ、公平性保つ上では平成10年に改正をしていますが、その前の屋外広告条例に違反しているものは今、いくつ位残っていますか。その後も違反している物もかなりあるはずですけども、それらがまだ、未解決ではないかなと思うのですが。

(事務局) 改正後のもので、お話しさせていただきます。大きなオーダーで申し上げますと、経過措置違反が平成10年の改正で、平成11年から15年までの間に是正しなければならなかったものの、是正されていないものが2,500件ありました。その後、時間をかけ、95%程是正され、残り100件ほどになります。

(田澤委員) ひとつ直すのに1千万位かかると聞いている。規制を決めるのは簡単なのですが、経済活動を沈める事もあり得る。青少年保護条例に反する物はやっても良いと思うのですが、通常の経済活動と認められる物はある程度、『次、建て替えるときには、ちゃんと基準の中に入れますよ』のような経過措置が必要と思う。それもちゃんと追っていかないと、そこに不公平が出ると思います。不公平が出ることが一番、法を守らない結果になりますので、その辺を留意してやってもらいたい。それから、もう1つ、建物自体がケバケバしい色で、これは何々だとわかるものが増えています。大きさだけでなく、色も少し規制をしていかないと、ちぐはぐなことになっていくのかなと私は思っておりますので、調査をしながらどのように方向性を付けていくのかなと。

(事務局) 屋外広告物と見た場合の問題と、建物の色は別な取扱いが必要になると考えております。建物の色は景観条例に基づき一定規模の建物であれば、届出の対象になってきます。そういった手法で誘導して行くのも可能かと考えています。ただ、個人住宅の色については有効な手段がない。店舗で壁なのか、看板なのか、大きな文字が書いてあるものなどは広告物の対象になりますので、既に現場の方で指導も入っております。目に見える形で改善が進んでいないかと思うんですけども、指導の方でも問題意識を持って当たっているところです。

(田澤委員) ほとんどのパブリックコメントに意見を出してくるというのは、ほんの数例しかないだろうと思うのです。むしろ、利害関係がある広告関係とか看板業界の人達にきちっと知らしめて意見を聞くのが必要ではないかと私は思うし、地域に『ここからここまではこうなりますが、皆さんの御意見をお聞かせ下さい』と大きな看

板に書いて、募るのもひとつの方法ではないかと思ます。

(事務局)今の時点では、地元の鶴岡市の方には情報を伝えるつもりでございましたが、直接、地域の方々は考えておりませんでした。方法を含めて、考えたいと思ます。業界ということではこの審議会にも代表としてお二方、御参加いただいておりますので、お二方の御協力をいただきまして、御意見をいただければと思ます。

(三原委員)私も庄内で、五十川、三瀬はよく通るので、今回の提案された条例のことに關してはよく実情まで考えて提案して下さったなと感心しておりました。パブコメを頂くとのことでしたが、鶴岡市の職員さんのレベルでは県の方から来たなと認識されてると思し、広告業界の方も別のルートで行くので、認識していると思ますが、私も2年前まで屋外広告物の規制がこんな風になっていることを全く知らなかったんですが、そういう状態が普通だと思しますので、少なくとも、三瀬や五十川の地域の方に、きちっと、伝わるように鶴岡市に念を押してくださるくらい丁寧なことをして欲しい。特に、『何々を除く』の様な特例扱いをする場合には、『あの時もう少しそうしていれば良かった』とならないように先に丁寧な説明を是非お願いしたいなと思ました。

(和田会長)大体意見がまとまってきたと思ますが、この辺で決議を取りたいと思ます。異議無しでよろしいと思れる方は挙手をお願いします。・・・それでは、全員、異議無しと言うことで答申させていただきます。答申内容に關しましては、私に一任して頂くということでもよろしくをお願いします。先ほどから出ているパブリックコメントですが、規制を定めるということですので、パブリックコメントを募ります。当然のことながら、重要な意見が出てきましたら、再度、審議会に諮ると言うことで進めさせて頂きたいと思ます。パブリックコメントの方も出てきましたら、皆さんに逐一、ご報告したいと思ます。それでは、続きまして報告事項の方に移りたいと思ます。まず、最初に山形県屋外広告物条例について一部改正について報告をお願いします

報 告；山形県屋外広告物条例について一部改正について  
(事務局)(資料 - 2、スライドを用い説明。)

(和田委員長)今の説明に御意見ご質問等ございますでしょうか。

...

(和田委員長)それでは、(2)から(4)の事項につきましては是正関係と言うことで、関連があるので、一括で報告をお願いします。

報 告 (2) 県内一斉簡易除却(夏)の実施状況、(3) 違反及び是正状況、(4) 最近の改善事例

(事務局)(資料 - 3、4、スライドを用い説明。)

< 質疑 >

(和田委員長) 今の報告に関しまして、何か御意見、ご質問ありますか。

(三原委員) 30 m<sup>2</sup>以下に白い線で3面にしたものは建物上端を越えてはいけないという規制にかかっているんじゃないかと思うのですが。

(事務局) それも違反です。それを含めて今後、事務所と調整したいと思います。まずは暫定と御理解頂ければと。

(和田委員長) 暫定の暫定と言うことですね。他に何かありますか。

(増田委員) の温泉「 」が撤去なされましたが、ほとんど、さびで文字が視認できないような状況になってますが、看板ですね。例えば、あれが真っ白だった場合、工作物として危険だから撤去と言うことになるんですか。

(事務局) 掲出物件の鉄骨だけですと、なかなか屋外として、口を出せないのですが、板があるとすると、あくまでも広告物、掲出物件ということになります。腐食で危険であれば、屋外の担当から指導が為されると認識しております。管理者不明というのは非常に危険な状態なので、道路に接近していれば、道路管理者なり、様々なところから問い合わせが行くと思います。

(増田委員) 元々看板だから、ということですか。

(事務局) そうですね。

(和田委員長) それでは、全ての事項終了しました。活発な御意見ありがとうございました。

その他 第1号委員、第5号委員の審議委員の任期について

(了)

平成23年9月16日